

事 務 連 絡

令和 3 年 1 月 7 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室

緊急事態宣言が発出された地域における企業主導型保育施設の対応について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省子ども家庭局保育課等により、別添、事務連絡「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」が発出されました。今般の緊急事態宣言が発令された、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県における企業主導型保育施設におかれては、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきますようお願いいたします。

つきましては、企業主導型保育事業実施者に対して、当該事務連絡及び別添の厚生労働省の事務連絡について周知をお願いいたします。